

五泉市地域公共交通活性化協議会規  
約の一部を改正する規約の制定につ  
いて

五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正  
する規約を別紙のとおり制定するものとする。

## 五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約(案)

第1条 五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）を「第6条の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」という。）並びに地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」に改め、第5条第1号中「計画の作成」を「総合連携計画並びに網形成計画の作成」に改め、第5条第2号中「計画の実施」を「総合連携計画並びに網形成計画の実施」に改める。

第2条 五泉市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」という。）並びに地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「第6条の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」に改め、第5条第1号中「総合連携計画並びに網形成計画の作成」を「網形成計画の作成」に改め、同条第2号中「総合連携計画並びに網形成計画の実施」を「網形成計画の実施」に改める。

### 附 則

この規約中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は平成32年4月1日から施行する。

# 新旧対照表

## 第1条関係

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき<u>地域公共交通総合連携計画(以下「総合連携計画」という。)</u><u>並びに地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～4条 (省略)</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>総合連携計画並びに網形成計画</u>の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) <u>総合連携計画並びに網形成計画</u>の実施に関すること</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>第6条～18条(省略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき<u>地域公共交通総合連携計画(以下「計画」という。)</u>の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～4条 (省略)</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に関すること</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>第6条～18条(省略)</p>

## 第2条関係

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき<u>地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～4条 (省略)</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に関すること</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>第6条～18条(省略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき<u>地域公共交通総合連携計画(以下「総合連携計画」という。)</u><u>並びに地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～4条 (省略)</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>総合連携計画並びに網形成計画</u>の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) <u>総合連携計画並びに網形成計画</u>の実施に関すること</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>第6条～18条(省略)</p>

## 五泉市地域公共交通活性化協議会規約

### (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「総合連携計画」という。）並びに地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

### (名称)

第2条 この会の名称は、五泉市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、五泉市太田1094番地1五泉市役所庁舎内に置く。

### (目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

### (協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 総合連携計画並びに網形成計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 総合連携計画並びに網形成計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

### (組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

### (会長)

第8条 会長は、五泉市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、五泉市企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は五泉市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、五泉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年五泉市条例第37号）の例による。

(協議会の解散等)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第6条関係)

区 分	委 員
法第6条第2項第1号 の委員	五泉市長
法第6条第2項第2号 の委員	新潟交通観光バス株式会社
	蒲原鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
	泉観光バス株式会社
	公益社団法人新潟県バス協会
	みどりハイヤー株式会社
	新潟県新潟地域振興局新津地域整備部
	五泉市都市整備課
法第6条第2項第3号 の委員	新潟県五泉警察署
	老人クラブ連合会
	五泉市小中学校PTA連絡協議会
	長岡技術科学大学
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
	新潟県新潟地域振興局企画振興部
	新潟市秋葉区
	加茂市福祉事務所
	阿賀野市総務課
	五泉商工会議所
	村松商工会
	五泉市商工観光課
	五泉市社会福祉協議会
	五泉市健康福祉課
	日本労働組合総連合会新潟県連合会下越地域協議会五泉支部
	五泉市高齢福祉課
	五泉市教育委員会学校教育課